

## 第1回横浜市入札・契約制度改革検討委員会

1 開会

2 委員紹介

3 あいさつ 横浜市副市長 清水 利光

4 議事

(1) 委員長の選出

( 諮問 )

(2) 会議の公開

(3) 横浜市の入札・契約制度の説明

- ・ 現状
- ・ 課題

(4) 意見交換

(5) その他

5 閉会

# 第 1 回 横浜市入札・契約制度改革検討委員会

## 資料

1	横浜市の工事に係る入札・契約制度の現状（その 1・概要）	1
2	横浜市の工事に係る入札・契約制度の現状（その 2・個別施策）	
1	格付けについて	2
2	指名競争入札の方法	4
3	共同企業体（JV）による施工	5
4	市内企業への優先発注	6
5	落札決定	7
6	検査体制と成績評定	8
7	第三者機関による発注者のチェック	9
8	入札・契約関係情報について	10
	（参考）電子入札システムの導入について	11
3	本市の入札・契約制度の課題	12
	（参考）再発防止のための緊急調査委員会報告書（抜粋）	13

# 1 横浜市の工事に係る入札・契約制度の現状（その1・概要）

## 1 入札参加資格申請（登録）

申請 { 財政局契約部 }  
2年ごと

条件：建設業の許可・市税を滞納していないこと・経営事項の審査を受けていること

特定調達(WTO)は別途案件ごとに随時受付

名簿登載(25工種類別)  
1者4工種まで希望順位指定

<業者登録数> H15.8.1現在

	現在 (H15・16)	前回 (H13・14)	増減
市内	1,856	2,113	257
準市	436	529	93
市外	717	965	248
合計	3,009	3,607	598

格付（登録業者数・発注件数が多い6工種『土木/ほ装/造園/建築/電気/管』について格付を設定）

基準・客観点（経審の総合評点）と主観点（本市発注工事の受注実績・工事成績に基づき付加する点数）の合計である格付点数を得点順に並べ、区分点（等級を区分する点数）を定めることで決定。

(参考) (土木市内業者数)

土木区分点	業者数
A 1030 ~	A 29
B 895 ~ 1029	B 63
C 785 ~ 894	C 153
D ~ 784	D 411

(H15.4.1現在)

### 情報の公表内容

- 入札契約制度（全般の解説）
- 入札参加資格審査申請
- 入札有資格者名簿
- 入札有資格者の等級等

## 2 入札・契約

方式 { 15年4月から1億円以上の工事案件について予定価格の事前公表を試行 }

一般競争入札（特定調達契約の入札方式）

指名競争入札（特定調達契以外の入札方式）

- 意向反映型指名競争入札（公募方式）
- 意向反映型指名競争入札（選定方式）
- 技術適性重視型指名競争入札
- 汎用型指名競争入札

(金額)

金額	一般競争入札	技術適性重視型指名競争入札
22.2億円	意向反映型指名競争入札(公募方式)	
1億円	意向反映型指名競争入札(選定方式)	
	汎用型指名競争入札	

指名業者選定委員会（第1～第4委員会）

委員会	所掌事務	H14年度件数
第1	6億円以上	21
第2	3.5億円以上	38
第3	0.5億円以上	418
第4	250万円以上	2373

施工形態の区分

- 単体企業による施工
- 技術力結集型JVによる施工
- 技術修得型JVによる施工

JVの対象工事費

工種	金額	工種	金額
土木	5億円以上	電気	2億円以上
ほ装	2億円以上	管	2億円以上
造園	2億円以上	港湾	2億円以上
建築	7億円以上	その他	1億円以上

落札者の決定

- 入札書の提出または持参（郵便のみの指定の実績は無し）
- 最低制限価格制度の採用（予定価格の制限の範囲内で最低の価格を持って入札し、かつ、当該価格が最低制限価格以上であるものを落札者とする）

契約と前金払と保証制度

### 情報の公表内容

- 指名基準
- 指名停止基準
- 入札参加者及び入札結果
- 工事費内訳書
- 契約結果
- 具体の発注予定情報
- 年間の発注見通

## 3 施工管理・完了

監督員による施工管理

検査員による検査の実施  
・工事完成検査

工事目的物の引渡し

工事成績の評定  
・優良業者の選定

### 情報の公表内容

・工事成績評定点

## その他

談合情報等に対する対応  
入札参加予定業者でなければ知りえない情報や実際に談合を行っているというような情報であった場合には、入札を中止。  
(参考)  
H14年度談合情報 9件  
うち中止件数 2件

不正行為（談合事件等）に対する指名停止措置の状況  
(本市の要綱上の指名停止期間)  
2か月以上12か月以内  
(過去の適用例)  
最長：4か月 最短：2か月

発注者のチェック  
・不服等審査委員会  
・入札・契約事務の監査委員への報告

### 情報の公表内容

・苦情・不服処理状況等

<本市の入札件数、金額及び平均落札率>

(平成14年度工事)

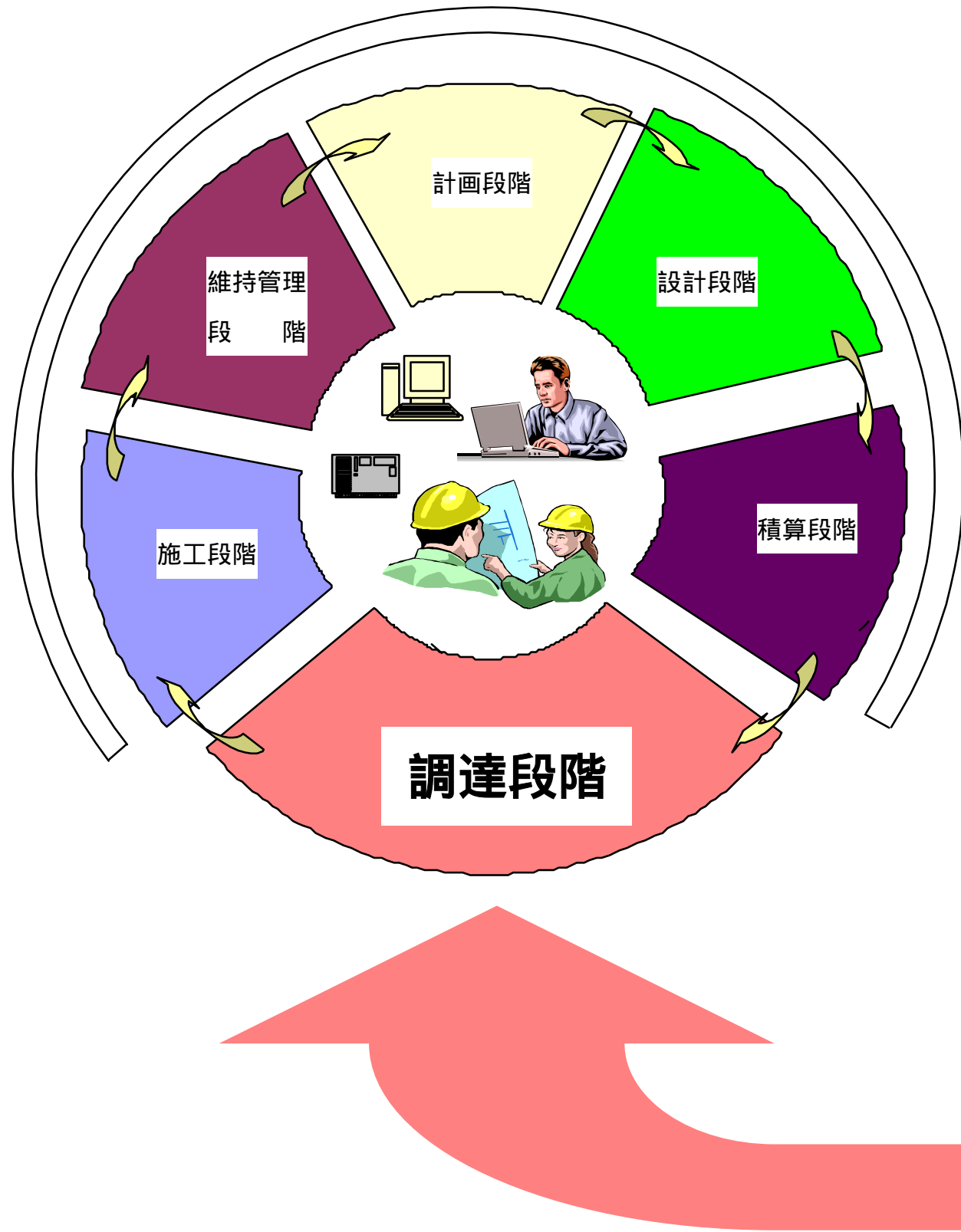
	発注件数 (件)	発注金額 (百万円)	平均落札率 (%)	
総計	3,146	139,493		
合計	2,855	109,606	95.24	
競争入札	一般競争入札	2,241	98.52	
	指名競争			
	意向反映型(公募方式)	84	19,873	94.35
	意向反映型(選定方式)	60	9,413	88.73
	技術適性重視型	28	11,582	97.54
汎用型	2,681	66,497	95.38	
随意契約	291	29,884		

<根拠法令>

- 地方自治法
- 地方自治法施行令
- 公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律
- 建設業法

# 1 横浜市の工事に係る入札・契約手続の現状

公共事業の一連のプロセス「計画・設計，入札，契約，施工，維持管理等」



## 1 入札参加資格申請（登録）

申請

名簿登載(25 工種別)

格付（登録業者数・発注件数が多い6工種『土木／ほ装／造園／建築／電気／管』について格付を設定）

## 2 入札契約

方式

指名業者選定委員会（第1～第4委員会）

指名業者選定委員会（第1～第4委員会）

落札者の決定

契約と前金払と保証制度

## 3 施工管理・完了

施工管理の現状

完了検査と工事成績

優良業者の選定

下請の把握

## 2 横浜市の工事に係る入札・契約制度の現状（その2・個別施策）

### 1 格付けについて

本市の受注実績を評価するとともに、指名等にあたっての客観的基準となる。

対象工種：土木・ほ装・造園・建築・電気・管

基準：客観点（経審の総合評点）と主観点（本市発注工事の受注実績・工事成績に基づき付加する点数）の合計である格付点数を得点順に並べ、区分点（等級を区分する点数）を定める。

区分点は、前2年度の等級別発注件数

申請者の得点分布状況

申請者の最高請負実績

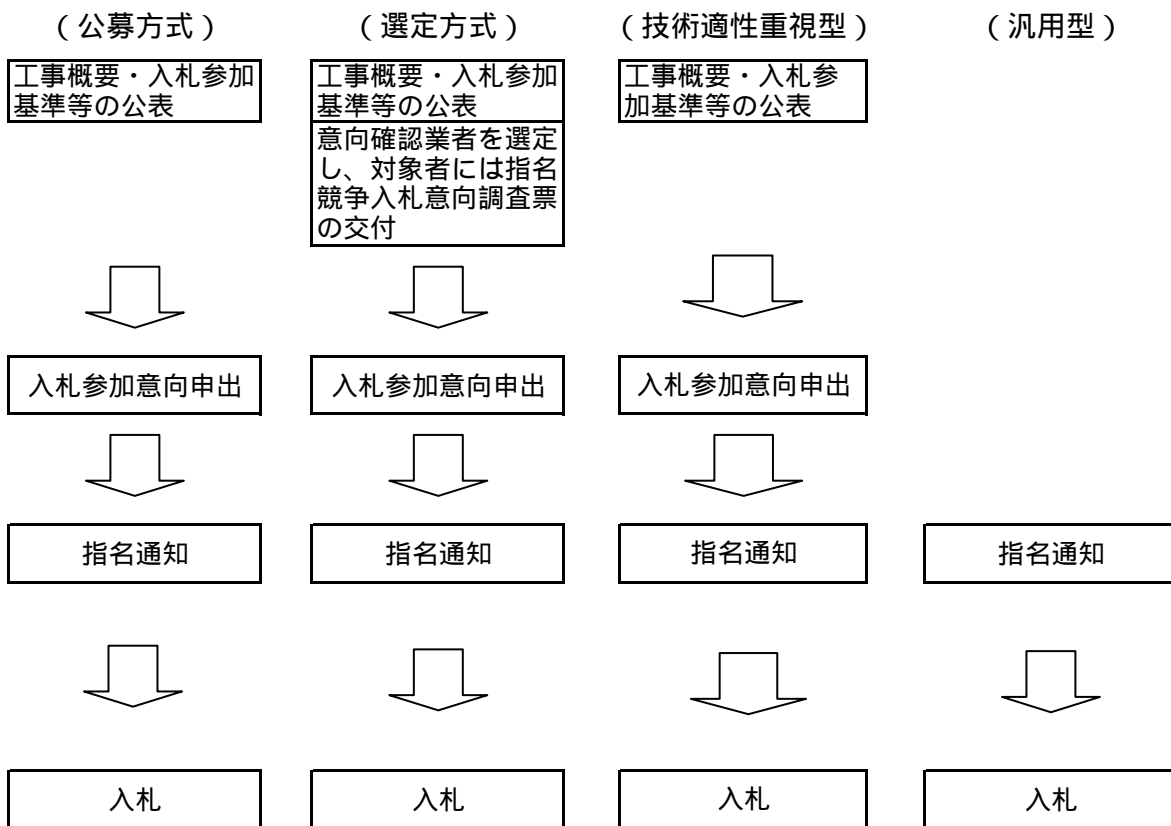
前回の区分点数 等

を考慮し、発注する工事が特定の等級に偏ることのないように配慮し、決定

#### 工種・等級別発注標準金額

	等級	者数	工事費の範囲
土 木	A	29	2億5,000万円以上
	B	63	8,000万円以上 2億5,000万円未満
	C	153	3,000万円以上 8,000万円未満
	D	411	3,000万円未満
ほ 装	A	21	8,000万円以上
	B	85	2,500万円以上 8,000万円未満
	C	360	2,500万円未満
造 園	A	15	5,000万円以上
	B	44	1,500万円以上 5,000万円未満
	C	93	1,500万円未満
建 築	A	24	3億5,000万円以上
	B	41	1億円以上 3億5,000万円未満
	C	91	3,000万円以上 1億円未満
	D	164	3,000万円未満
電 気	A	23	1億円以上
	B	64	2,500万円以上 1億円未満
	C	184	2,500万円未満
管	A	20	1億円以上
	B	65	2,500万円以上 1億円未満
	C	202	2,500万円未満

## 2 指名競争入札の方法



### 入札方式別件数・金額・落札率（平成14年度）

	発注件数	発注金額（百万円）	平均落札率
意向反映型（公募方式）	84	19,873	94.35
意向反映型（選定方式）	60	9,413	88.73
技術適性重視型	28	11,582	97.54
汎用型	2,681	66,497	95.38

### 適格性の確認項目

（指名競争入札において発注する工事の請負業者としての適格性を審査する基準）

1 指名停止措置	8 技術者配置
2 経営及び信用状態	9 技術的適性
3 不正又は不誠実な行為	10 同種工事の請負実績
4 工事成績	11 受注限度
5 安全管理及び労働福祉の状況	
6 現に受注している工事の進捗状況	
7 隣接施工	

### 選定基準

（汎用型指名競争入札等において指名業者を選定するときの基準）

1 工種区分	7 工事成績
2 格付工種における等級区分	8 専門性
3 所在地区分	9 希望順位
4 行政区区分	10 技術的適性
5 地理的条件	11 同種工事の請負実績
6 経営規模	12 受注状況
	13 災害協力業者

### 3 共同企業体（JV）による施工

技術力結集型共同企業体	H14 年度実績	技術修得型共同企業体	H14 年度実績
	19		12
<p>一般競争入札又は意向反映型指名競争入札により発注され、工事費が工種に応じて定める金額以上で、技術的難易度が高く、かつ、技術力を結集する必要があると認められる工事を施工の対象とする。</p>		<p>技術適性重視型指名競争入札により発注され、工事費が工種に応じて定める金額以上で、技術的難易度が高く、かつ、市内企業へ技術移転が可能な大規模工事であると認められる工事を施工の対象とする。</p>	
<p>&lt; 施工形態 &gt;</p> <p>施工形態は、共同施工方式による特定建設共同企業体。構成員の数は原則として2者で、必要に応じて3者～4者とすることもあり。</p>			
<p>&lt; 構成員の資格要件 &gt;</p> <p>格付工種においては、原則として、Aランクの者を指定し、施工に支障を生じないと認めるときは、Aランクに属する者に加え、相当の実績を有するBランクに属する者を指定。ただし、Bランクに属する者については、共同企業体の代表構成員になることは不可。</p> <p>また、必要に応じて、経審の総合評点の数値を指定する場合がある。</p>			

（参考）横浜市の工事発注方法

一般競争入札		単体施工方式
（工事費が22.2億円以上の工事）		技術力結集型共同企業体方式
意向反映型指名競争入札 （工事費が1億円以上22.2億円未満の工事。ただし、特殊工事及び専門性が特に高く施工可能業者が限定される工事を除く）	公募方式 （格付工種においてはAランクを対象とする工事）	単体施工方式
	選定方式 （格付工種におけるB及びCランクを対象とする工事）	技術力結集型共同企業体方式
技術適性重視型指名競争入札 （工事費が1億円以上22.2億円未満の特殊な土木・港湾工事。）		単体施工方式
		技術修得型共同企業体方式
汎用型指名競争入札 （工事費が1億円未満の工事又は専門性が特に高く施工可能業者が限定される1億円以上22.2億円未満の工事等）		単体施工方式

## 4 市内企業への優先発注

- (1) 意向反映型指名競争入札（公募方式）における条件設定、意向反映型指名競争入札（選定方式）における選定基準、汎用型指名競争入札における指名基準に所在地（市内）優先の条件、基準を置いている。
- (2) 共同企業体の活用による市内企業受注機会の確保
- (3) 分離・分割発注による市内企業受注機会の確保（例・建築工事／設備工事／管工事の分離等）
- (4) 受注業者に対して、一部を他の建設業者に請負わせて施工させる場合、工事資材を発注する場合及び建設機械等を購入又は借入する場合には、特に本市内の中小企業を最優先として活用することをお願いしている。

### 定義

市内企業：登記簿上の本店及び経審の申請に際しての主たる営業所を横浜市内に有するものとする。

準市内企業：建設業の許可を有する支店又は営業所を本市内に有しており、かつ、所管税務部局へ当該支店又は営業所の開設届を提出している者とする。

市外企業：上記に掲げる者以外の者とする。

### 市内企業受注状況（平成14年度）

	市内企業	準市企業	市外企業	計
受注件数	2,853 (87.2%)	363 (11.1%)	56 (1.7%)	3,272 (100.0%)
受注金額（百万円）	87,525 (62.7%)	50,078 (35.9%)	1,891 (1.4%)	139,494 (100.0%)



## 5 落札決定

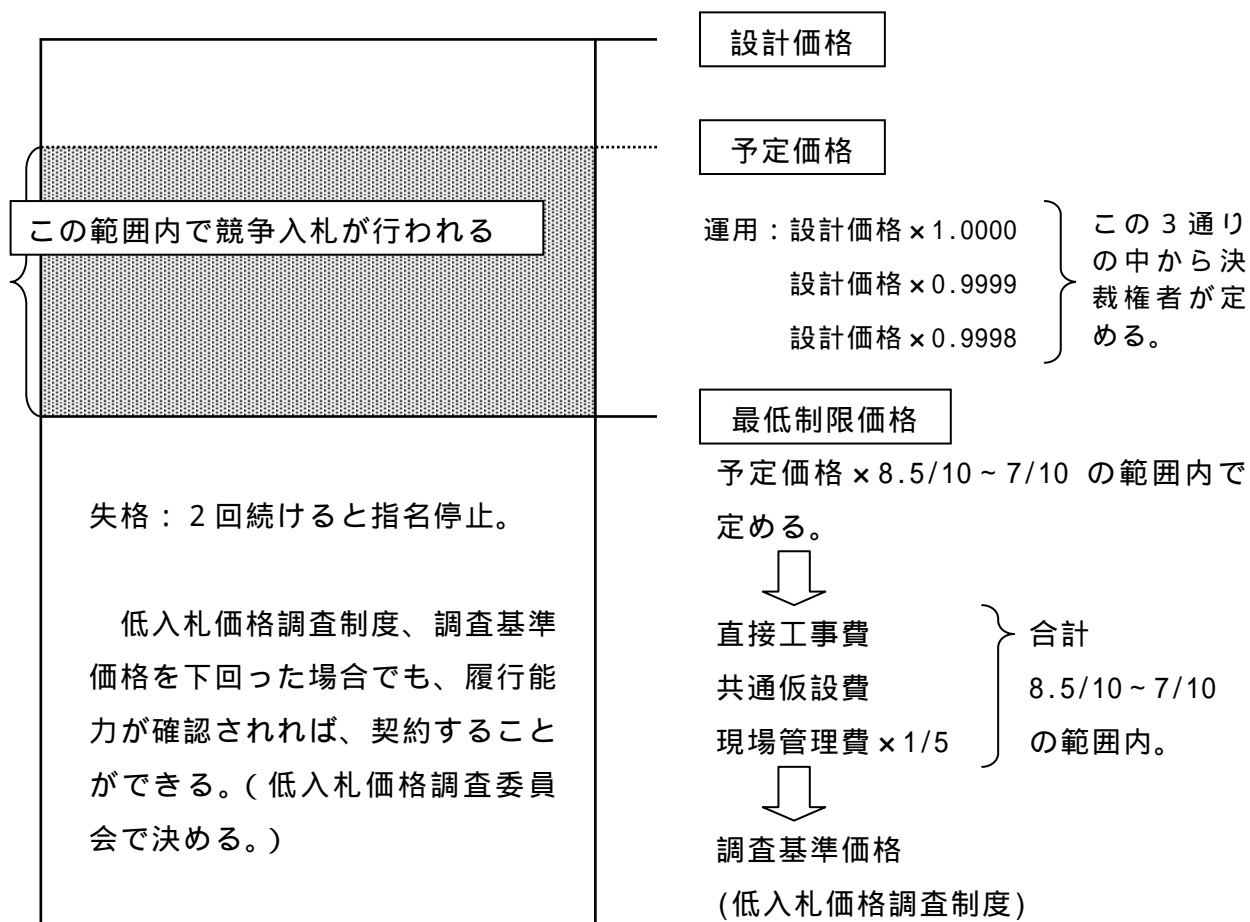
原則：「普通地方公共団体は、一般競争入札又は指名競争入札（以下本条において「競争入札」という。）に付する場合においては、政令の定めるところにより、契約の目的に応じ、予定価格の制限の範囲内で最高又は最低の価格をもって申込みをした者を契約の相手方とする。（以下略）」（地方自治法第 234 条）

例外：最低制限価格方式

予定価格の一定割合を最低制限価格とし、この範囲内の最低価格入札者を落札者とする方式。

本市：最低制限価格制度を採用

「（前略）予定価格の 10 分の 8.5 から 10 分の 7 までの範囲内でその都度定めるものとする。」（横浜市契約規則第 13 条の 2）



## 6 検査体制と成績評定

- 検査の種類**
- 1 工事の完成を確認するための検査
  - 2 工事の出来形部分を確認するための検査
- この他に監督員が行う「材料検査」「立会い検査（段階検査）」がある。

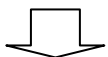
- 検査員**
- 検査主幹 工事担当局の部長 局長が任命し検査を総括  
技術検査員 技術吏員 工事担当の係以外の係員を検査主幹が任命

### 検査の流れ

- 1 検査の依頼 総括監督員は完成届又は出来形部分検査申請書が提出されたら検査主幹に検査を依頼



- 2 検査日の通知 検査日時を決定し、担当監督員を通じて請負人に通知



- 3 検査の実施 検査員は監督員、請負人立会いのもとで施工内容が設計図書に適合しているかどうかを確認

#### 確認事項

契約内容	施工状況（施工計画書・施工体制台帳・指示書）
設計書積算内容	出来形・品質 現場検査 等



- 4 検査結果の通知 請負人に対し検査結果を通知

- 検査の中止**
- 1 請負人が検査を妨害したとき
  - 2 手直し、残工事がはなはだしく、検査に値しないとき
  - 3 工事の施行結果に重大な欠陥が認められるとき

### 成績評定

- 評定対象 契約金額500万円以上の工事  
評定者 4人（総括監督員・主任監督員・担当監督員・技術検査員）  
評定割合 総括監督員（10%）・主任監督員（20%）・担当監督員（30%）・技術検査員（40%）  
結果報告 検査終了後直ちに、「工事成績評定基準」に従い評定を行い、工事成績評定書により工事担当局長に結果報告

#### 【評価項目】

- 1 施工体制（届出書類、施行体制台帳、配置技術者）
- 2 施工状況（施工・工程管理、安全対策、対外関係）
- 3 出来形及び出来ばえ
- 4 高度技術、創意工夫、社会性

翌月10日までに結果をまとめ財政局長に通知

平成15年4月から評定基準を国に合わせ客観性の高い新基準に改定

## 7 第三者機関による発注者のチェック

### (1) 不服等審査委員会（平成6年度設置）

設置目的	公共工事の入札・契約手続に係る業者の不服等を、委員自身の経験と知識に基づき、公正かつ独立した立場から処理することにより透明性の高い入札・契約制度を確立する。										
申立ての対象	請負工事（特定調達契約を除く。）の入札・契約手続についての不服、相談その他の申出										
職務内容	委員は不服について調査し、回答、指摘等を行う。（WTO案件に関する苦情については、委員会を開催する。） 委員会は、委員の処理を踏まえ、市長に対し入札及び契約手続について提言することができる。（市長はその提言を尊重する。） 委員会は、毎年1回、不服等の処理状況を公表する。										
構成員	委員長 會田 努（弁護士） 委員 腰原 常雄（学識経験者） 委員 小川 佳子（弁護士） 委員 村上 政博（学識経験者） 任期2年（平成14・15年度）										
不服申立の内容	第二希望工種の指名について（H12） は装の等級区分の見直しについて（H12） 発注標準金額の改正について（H11） 選定方式における選定基準について（H9 3件） 不適格基準（受注限度）について（H8） 不適格基準（隣接施工）について（H8） 選定方式における選定基準について（H8 2件） 技術修得型における施工経験の指定について（H8） 汎用型における選定基準（受注状況）について（H8） 混合入札の場合の入札参加条件について（H6） 同種の工事に関する請負実績について（H6） 受注限度について（H6 2件） 希望登録工種の追加について（H6） 地理的条件及び工事成績について（H6） 最低制限価格等について（H6） 予定価格について（H6） 発注予定工事の工事概要について（H6） 受注限度について（H6）										
相談件数 （最近4か年）	<table border="1"> <thead> <tr> <th>年 度</th> <th>11年度</th> <th>12年度</th> <th>13年度</th> <th>14年度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>件 数</td> <td>1,329</td> <td>1,400</td> <td>1,247</td> <td>1,127</td> </tr> </tbody> </table>	年 度	11年度	12年度	13年度	14年度	件 数	1,329	1,400	1,247	1,127
年 度	11年度	12年度	13年度	14年度							
件 数	1,329	1,400	1,247	1,127							

### (2) 入札・契約事務の監査委員への報告内容

定期報告（横浜市における入札・契約制度の改善経過、入札方式別の実施状況、不服等審査委員会について）

一般競争入札による特定調達契約の実施状況

随意契約による特定調達契約の実施状況

## 8 入札・契約関係情報について

情報の種類	公表方法		
	市報	閲覧又は掲示	インターネット
年間の発注見通し	×	(財政局契約第一課、市民情報センター)	
入札参加資格審査申請		(財政局契約第一課)	
入札有資格者名簿	×	(財政局契約第一課、市民情報センター)	
入札有資格者の等級等	×	(財政局契約第一課)	
入札参加者名及び入札結果	×	(財政局契約第一課)	×
契約結果	×	(財政局契約第一課)	×
発注予定工事情報	×	(財政局契約第一課)	
(うち政府調達協定対象工事)		(財政局契約第一課)	
指名停止業者	×	(財政局契約第一課)	×
工事成績評定点	×	(市民情報センター)	×
工事費内訳書	×	(市民情報センター)	×
指名基準	×	(財政局契約第一課、市民情報センター)	
指名停止基準	×	(財政局契約第一課、市民情報センター)	
入札・契約制度の概要	×	(財政局契約第一課)	
苦情・不服処理状況等	×	(財政局契約第一課)	×

### 3 本市の入札・契約制度の課題

( 本市の庁内検討部会でまとめたものを参考までに提出するものです )

#### 適正な入札・契約制度にするための基本的考え方

横浜市の工事の入札・契約制度は、次の4つの視点に基づいて改革します。

#### 1 談合等の不正行為の防止

- ( 1 ) 発注者である横浜市が、契約情報漏洩等の不正行為を行いません。
- ( 2 ) 入札参加者が、談合等の不正行為を行いにくくします。
- ( 3 ) 不正行為を行った者に対する罰則を強化します。
- ( 4 ) 第三者による入札契約手続のチェックシステムを創設します。

##### 検討項目

入札前の契約情報の公表、発注者の指名行為の縮小、一般競争入札の拡大、共同企業体のあり方、郵便入札の導入、談合等に対する損害賠償予定条項の設定、不正行為に対する指名停止の強化、入札監視委員会の設置

#### 2 競争性の向上

- ( 1 ) 入札参加者を増やします。
- ( 2 ) 入札参加意欲をより反映します。
- ( 3 ) 地域要件を緩和します。

##### 検討項目

一般競争入札の拡大、共同企業体のあり方、郵便入札の導入、

#### 3 適正な品質の確保

- ( 1 ) 入札参加条件に工事の施工評価を高く反映します。
- ( 2 ) 不良不適格業者を排除します。

##### 検討項目

工事成績の入札参加条件の設定、発注者支援データベースの利用の拡大、低入札価格調査制度の適用範囲を拡大、工事費内訳書の提出

#### 4 市内企業の活性化

上記3点の考え方を満たしたうえで、市内企業の入札参加機会を確保します。

##### 検討項目

市内企業優先発注、共同企業体のあり方、分離・分割発注

## 参考資料

# 電子入札システムの導入について

## 1 目的

事業者・発注者双方の事務の効率化を図るとともに、入札の透明性や競争性を高めるために、「公共事業のIT化」の一環として平成17年度から電子入札を導入します。

## 2 内容

現在、事業者が市役所に出向いて行っている「発注公告の確認」や「入札への参加」など、入札に係る一連の手続きの大部分を、インターネットを通じて行うことができる環境を構築します。

電子入札システムの主な機能

入札参加資格の申請登録	インターネットを介し、入札参加資格申請・有資格者登録等を電子的に行う
入札関連情報の提供	入札関連情報（発注公告・開札結果など）をホームページ上で公表する
入札の管理	インターネットを介し、入札・開札・結果の公表等を電子的に行う

## 3 電子入札導入によるメリット

事業者
<b>時間やコストが削減</b> 「入札情報の取得」「入札参加」のための移動コスト等の減少
<b>入札参加の機会が増加</b> 他の発注機関についても同様にインターネットで対応

市民
<b>入札の透明性が向上</b> 入札結果などの入札関連情報の入手が容易になる

発注者（横浜市）
<b>事務処理の効率化</b> 開札事務や入札結果処理などが自動的に行われることで、迅速で正確な事務処理が実現する
<b>競争性の確保</b> 入札参加者の増等

## 4 導入スケジュール

項目(システム名等)	平成15年度	平成16年度	平成17年度	平成18年度
業者管理サブシステム		登録更新事務処理	運用開始	
情報提供サブシステム		システム設計・開発	運用開始	電子入札本格運用
入札管理サブシステム	システム化調査		一部運用開始	
入札・契約制度	見直し検討		運用開始	

## 参考資料

### 再発防止のための緊急調査委員会報告書（抜粋）

#### 新たな発注施策と制度改善

入札に関しては、落札率が予定価格の95%以上の高止りで75%もあり、また、入札回数が2回以上で落札される場合、1・2回とも同一の業者が最低価格で入札する場合が圧倒的に多いことは、競争性を前提とする入札契約制度からみて、不自然と指摘せざるを得ない。

また、土木のBランク工事量が激減している状況においては、ランクを前提として発注している現行のランク制が適正かなど問題がある。

そこで、横浜市の発注金額が減少している状況の中で、横浜経済を支える市内企業の活性化と適正な競争性を確保する視点から、発注施策や入札契約制度を検討・改善する必要があると思われる。